

いちき串木野市長 中屋 謙治

公募型指名競争入札（特定建設工事共同企業体）について（公告）

預託社教第1号 いちきアクアホール空調設備改修工事（機械設備）に係る公募型指名競争入札（特定建設工事共同企業体）を下記のとおり実施することについて、いちき串木野市建設工事に関する建設共同企業体取扱要綱（平成24年いちき串木野市告示第95号）第10条の規定により公告します。

記

1 入札に付する事項

- (1) 工事名：預託社教第1号 いちきアクアホール空調設備改修工事（機械設備）
- (2) 工事場所：いちき串木野市 湊町1丁目 地内
- (3) 工期：契約締結日から令和6年10月31日まで
- (4) 工事概要：空調機器工事 1式
空調配管工事 1式
換気機器工事 1式
換気ダクト工事 1式
既存設備撤去処分 1式
上記に伴う建築工事 1式

2 公募型指名競争入札に応募することができる者に必要な資格要件

本工事の入札に応募することができる資格を有する者は、県内の者を構成員とする特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）とし、次の各号のいずれにも該当する者とする。

なお、本工事は、応募者から提出された公募型指名競争入札応募申請書等を審査し、応募資格要件を満たす者の中から指名する。

- (1) 特定JVの構成員は、次の資格要件を全て満たしていること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
 - ② いちき串木野市建設工事の請負契約に係る指名競争入札の参加者の資格等に関する要綱（平成17年いちき串木野市告示第94号）第2条第1項に規定する入札参加資格を認められた者
 - ③ 特定JVの代表者（以下「代表者」という。）は、鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成8年鹿児島県告示第1402号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であり、特定建設業の許可を有するもの
 - ④ 県内に本店がある者
 - ⑤ 鹿児島県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成8年鹿児島県告示第450号）及びいちき串木野市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成17年いちき串木野市告示第96号）に基づく指名停止を受けていない者
- (2) 特定JVの結成にあたっては、次のいずれにも該当する者とする。
 - ① 構成員の数は2社又は3社であること。
 - ② 特定JVの構成員の出資比率は、2社の場合30%以上、3社の場合20%以上であること。
 - ③ 特定JVの構成員は、本工事について他の特定JVの構成員でないこと。

④ 本工事において、国家資格を有する主任技術者等を専任で配置することができること。

(3) 代表者は、鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成8年鹿児島県告示第1402号）第3条の規定により、公告日において、管工事に関しA級の格付を受けているもの。

(4) 代表者以外の構成員は、いちき串木野市建設工事の請負契約に係る指名競争入札の参加者の資格等に関する要綱第3条の規定により、公告日において、管・給排水等工事に関しA級の格付を受けているもの。

3 予定価格

落札後公表する。

4 応募申請方法等

(1) 本工事の入札に参加希望する者は、4月25日（木）まで【かごしま県市町村電子入札システムの運用時間（土曜日、日曜日及び休日を除く午前8時30分から午後8時まで）内に限る。】に、いちき串木野市電子入札運用規約（以下「運用規約」という。）第2条第1号に規定する電子入札システムにより、競争参加資格確認申請書画面において、公募型指名競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を添付し、提出するとともに、公募型指名競争入札応募申請書に係る資料を添えて、郵送又は持参により提出するものとする。

(2) その他

① 申請書及び申請関係書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

② 提出された申請書及び申請関係書類は、返却しない。

③ 申請書及び申請関係書類の様式は、本市ホームページにおいて入手することができる。

④ 申請書及び申請関係書類において、虚偽の記載又は著しく不適切な記載がある場合は、本工事の入札に参加することができない。

5 入札参加資格の審査及び通知等

(1) 入札参加資格は、提出された申請書により審査し、その結果は5月2日（木）までに電子入札システム又は書面により通知する。

(2) 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由について説明を求めることができる。なお、説明を求める場合は、書面により行わなければならない。

(3) (2)の説明を求められたときは、速やかに書面により回答する。

6 設計図書等の閲覧等

(1) 本工事の図面、仕様書及び閲覧用設計書（以下「設計図書等」という。）は、本公告の日から入札書締切期限まで本市ホームページ等で閲覧に供する。

(2) 設計図書等に関して質問がある場合は、設計図書等に対する質問書（第3号様式）により、5月9日（木）までにファックス又は電子メールのいずれかの方法で提出するものとする。（ファックスの場合は、電話で着信確認すること）

(3) 質問書に対する回答は、5月13日（月）までに市ホームページにより行う。

7 現場説明会

令和6年5月7日（火）14時 いちき串木野市役所（串木野庁舎） 防災センター会議室

8 入札方法

(1) 入札は、電子入札システムを使用した入札（以下「電子入札」という。）により行う。

ただし、やむを得ない理由により電子入札システムを使用できない者又は電子入札システムへの利用者登録を行っていない者は、運用規約第14条第1項の規定による紙入札で行う。この場合、入札書は、5月17日（金）午後1時まで直接持参し、入札執行者に提出するものとする。

(2) 特定JVが電子入札をする場合は、当該特定JVの代表者が利用者登録を行った電子証明書（ICカード）を使用するものとする。

(3) 電子入札の方法等については、本公告に定めるもののほか、運用規約によるものとする。

(4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問

わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除する。
- (2) 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際に納付すること。
なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

10 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、工事費内訳書を電子入札システムにより、入札書画面において添付して提出すること。ただし、紙入札の場合は、入札書と同時に提出すること。
- (2) 工事費内訳書は、特に様式は指定しない。
- (3) 工事費内訳書は、返却しない。
- (4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

11 最低制限価格

予定価格の基礎となった次に掲げる額を用いて、下記の式で算出される額(K)に100分の110を乗じて得た額とする。

$$K = \text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}$$

- ① 直接工事費相当額×0.97
- ② 共通仮設費相当額×0.9
- ③ 現場管理費相当額×0.9
- ④ 一般管理費相当額×0.68

設定範囲：予定価格×0.92≧最低制限価格≧予定価格×0.75

12 開札予定日時

令和6年5月17日(金) 午後1時30分

13 入札又は開札の延期

やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、入札又は開札を延期することがあり、その場合、入札参加資格者には別途通知する。

14 入札の無効等

- (1) 入札参加資格のない者が入札したもの。
- (2) 談合その他不正な行為があったと認められるもの。
- (3) 工事費内訳書が添付(提出)されていないもの。
- (4) 入札書と工事費内訳書の工事名が相違するもの。
- (5) その他市長があらかじめ指示した事項に違反したもの。

15 問い合わせ先

いちき串木野市 財政課 契約管財係

電話 0996-33-5629 F A X 0996-32-3124

メールアドレス zaisei2@city.ichikikushikino.lg.jp